○国土交通省環境省令第一号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項、第九条第二項、第九条の五第四項及び第九条の十一第三項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　水素イオン濃度　日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二―一の十二に該当する方法 二　生物化学的酸素要求量　規格K〇一〇二―一の十八に該当する方法 三　（略） 四　温度　規格K〇一〇二―一の六・三に該当する方法 五・六　（略） 七　窒素含有量　規格K〇一〇二―二の十七・二、十七・三又は十七・五（規格K〇一〇二―二の十七・五・三・二を除く。）に該当する方法 八　燐（りん）含有量　規格K〇一〇二―二の十八・四（規格K〇一〇二―二の十八・四・一・四のｂを除く。）に該当する方法 九～四十一　（略） 四十二　ダイオキシン類　規格K〇三一二に該当する方法	（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　水素イオン濃度　日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）十二・一に該当する方法 二　生物化学的酸素要求量　規格二十一に該当する方法 三　（略） 四　温度　規格七・二に該当する方法 五・六　（略） 七　窒素含有量　規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六（規格四十五の備考三を除く。）に該当する方法 八　燐（りん）含有量　規格四十六・三（規格四十六の備考九を除く。）に該当する方法 九～四十一　（略） 四十二　ダイオキシン類　日本産業規格K〇三一二に該当する方法

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号及び第八条の三第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般廃棄物処理施設の技術上の基準） **第四条**　（略） ２　法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 一～九　（略）	（一般廃棄物処理施設の技術上の基準） **第四条**　（略） ２　法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 一～九　（略）